

（「令和6年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座等」企画及び運営業務委託に係る公募の実施）

次のとおり公募を行いますので、公告します。

令和6年6月18日

教育次長 小 谷 隆 男

第1 公募に付する委託の内容

1 業務名

「令和6年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座等」企画及び運営業務

2 業務内容等

「令和6年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座等」企画及び運営業務委託に係る仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり。

3 委託上限額

3,020,000円（消費税及び地方消費税10%相当額を含む。）

4 委託期間

仕様書に記載のとおり。

5 履行場所

仕様書に記載のとおり。

6 業務の仕様等

「令和6年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座等」企画及び運営業務委託公募型プロポーザル説明書（以下、「説明書」という。）及び仕様書に記載のとおり。

第2 公募に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（7）までのいずれにも該当する者が、この公募に参加することができます。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- （4）物品購入等に係る競争入札参加等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目大分類「Q 役務の提供」、中分類「7 諸サービス」に登録している者であること。
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）
電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）
- （5）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- （6）宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （7）政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

第3 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- （1）「第2 公募に参加する者に必要な資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- （2）複数の提案書等を提出したとき。

- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (6) 委託上限額を超える見積書が提出されたとき
- (6) 選定審査会（プレゼンテーション）に不参加のとき。
- (7) そのほか不正な行為があったとき。

第4 手続等

- 1 説明書等の交付場所、参加申込書及び提案書等の提出先、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8502 奈良県奈良市登大路町 30 番地
奈良県教育委員会事務局高校教育課教育改革推進係
電話番号 0742-27-9853
- 2 説明書等の交付方法等
 - (1) 交付方法
 - ア 1 に示す場所におけるの交付
 - イ 奈良県教育委員会事務局高校教育課のWebサイトからダウンロード
<https://www.pref.nara.jp/17271.htm>
 - (2) 交付期間
令和6年6月18日から令和6年7月10日まで（（1）のアに示す方法による場合は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)に限ります。）
- 3 説明会
実施しません。
- 4 参加申込書の提出期限
令和6年7月8日 午後5時
- 5 提案書の提出期限
令和6年7月10日 午後5時

第5 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。
ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。
- 3 契約書作成の要否
要します。
- 4 受託者の決定方法
提出のあった企画提案書等について、「令和6年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座等」企画及び運営業務委託業者選定委員会の審査により、最も優秀な提案を行った者を選定します。
- 5 契約の不締結
受託者決定後、契約締結までの間に、受託者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 受託者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

6 契約の解除

契約締結後、契約者について5の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、5の(1)、(3)、(4)及び(5)中「受託者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 その他

詳細は、説明書によります。